

伊南行政組合病院事業看護師就業支度金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第201号）第5条に規定する看護師（採用後速やかに看護師の免許の取得が見込まれる者を含む。以下「看護師等」という。）の資格を有し、伊南行政組合病院事業（以下「病院」という。）に勤務しようとするものに対し、就業支度金（以下「支度金」という。）を貸与することにより、病院における看護職員の確保を図り、もって病院サービスの向上に資することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 支度金の貸与を受けることができる者は、看護師等で、病院に勤務しようとするもの（嘱託職員及び臨時的任用職員として勤務しようとする者を除く。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支度金の貸与を受けることができない。

- (1) 採用を予定する日において、看護師の免許の取得から5年を経過している者
- (2) 人事交流により病院に勤務する者
- (3) 現に看護師等として病院に勤務している者
- (4) 採用試験の日において、次のいずれかに該当する者
 - ア 県内の医療機関に勤務している者
 - イ 県内の看護師養成機関に修学している者
 - ウ 県内に住所を有する者
- (5) 現に昭和伊南総合病院看護師等養成奨学金貸与条例（平成3年条例第4号）の規定により奨学金の貸与を受けている者（過去において奨学金の貸与を受けていた者を含む。）
- (6) 既にこの条例の適用により支度金の貸与を受けたことがある者

(貸与の額)

第3条 支度金の貸与の額は、600,000円を限度とし、利息は付さないものとする。

(貸与の申請)

第4条 支度金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項により貸与の申請を行うときは、連帯保証人を立てなければならない。

(貸与の決定)

第5条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、貸与の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(償還)

第6条 支度金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、看護師として採用された日の属する月の翌月から、貸与された支度金を償還しなければならない。

- 2 支度金の償還方法は、月賦償還とする。ただし、被貸与者が納期限を繰り上げて償還することを妨げない。

(返還)

第7条 管理者は、被貸与者が次の各号に定める事由に該当するときは、支度金の貸与を取り消し、期限を定めて返還を求めることができるものとする。

- (1) 支度金の貸与を受けてから病院の看護師として採用される日までの間に、採用を辞退し、採用を取り消され、又は採用に至らなかったとき。
- (2) この条例に違反し、又は偽りその他不正の手段により支度金の貸与を受けたとき。

(償還の猶予)

第8条 管理者は、被貸与者から申し出があったときは、支度金の償還を猶予することができる。ただし、猶予を受けている者が次の各号のいずれかに該当したときは、その事由が発生した日の属する月をもって猶予を終了するものとする。

- (1) 本人の都合により退職したとき。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第1項の規定による分限免職の処分を受けたとき。
- (3) 法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けたとき。

(償還の免除)

第9条 管理者は、第6条の規定にかかわらず、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、支度金の償還の全部又は一部を免除することができるものとする。

- (1) 病院の看護師として採用されてから引き続き3年間（法第28条第2項の規定による休職、法第29条第1項の規定による停職、法第26条の5第1項の規定による自己啓発休業、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第2条第1項の規定による派遣及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業の期間を除く。）業務に従事したとき。
- (2) 在職中に死亡し、又は公務に起因する心身の故障により業務を継続することが困難となったとき。
- (3) 病院の都合により退職したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理者が特別の理由があると認めるとき。

(延滞金及び違約金)

第10条 管理者は、被貸与者が定められた償還期限までに支度金を償還しなかったときは、当該償還期限の翌日から納付までの期限の日数に応じ（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）年14.6パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収するものとする。

- 2 管理者は、第7条の規定により貸与を取消された者が定められた返還期限までに支度金を返還しなかったときは、当該返還期限の翌日から納付までの期限の日数に応じ（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）年14.6パーセントの割合を乗じて計算した違約金を徴収するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

伊南行政組合病院事業看護師就業支度金交付申請書

年 月 日

（申請先）

伊南行政組合 病院事業管理者

（申請者）

住所

氏名

印

私は、昭和伊南総合病院への就業にあたり、伊南行政組合病院事業看護師就業支度金交付規程第4条の規定により、下記のとおり就業支度金の交付を申請します。

記

- 1 住所
- 2 氏名
- 3 生年月日
- 4 看護師免許取得（予定）年月日
- 5 就業医療機関又は修学養成機関
住所
名称
- 6 添付書類（○を付ける）
就業者
・看護師免許証の写し
・在職証明書
学生
・養成期間の卒業見込証明書
無業者
・看護師免許証の写し
・住民票の写し